

調停、あっせん、仲裁の相違点

	調 停	あっせん	仲 裁
基 本	委員会が紛争解決に向けて働きかけます。	当事者による自主的な解決に比重がおかれています。	裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、仲裁委員に判断を委ねるという仲裁契約の締結が前提となります。
委 員	3名の調停委員が合議によって手続きを行います。	3名以内のあっせん委員で手続きを行います。	3名の仲裁委員が合議によって手続きを行います。
期 日	当事者双方の出席する期日を開くのが原則です。	必ずしも期日を開く必要はありません。	当事者双方の出席する期日を開くのが原則です。
解 決 方 法 の 性 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者間の合意で調停が成立します。</li> <li>・合意を促すものとして調停案の受諾勧告があります。</li> <li>・調停調書に強制力はありません。</li> <li>・強制執行を求めるには改めて訴訟を提起するなどして、債務名義(民事執行法第22条)を得る必要があります。</li> <li>・ただし、義務の履行を促す制度として義務履行勧告があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者間の合意で和解が成立します。</li> <li>・和解契約書に強制力はありません。</li> <li>・強制執行を求めるには改めて訴訟を提起するなどして、債務名義(民事執行法第22条)を得る必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲裁委員の判断により仲裁判断が行われます。</li> <li>・仲裁判断は確定判決と同様の効力を有します。</li> <li>・強制執行を求めるには執行判決を求める訴えを提起する必要があります。</li> </ul>
手 数 料	要	不要	要(調停よりも高額)
関 連 規 定	公害紛争処理法第31条～第38条	公害紛争処理法第28条～第30条	公害紛争処理法第39条～第42条